

自動点呼（ロボット点呼）機器及び遠隔点呼機器等導入促進 助成金交付要綱

令和 4年 3月 23日 制 定

令和 8年 3月 23日 最終改正

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う事故防止対策の一環として、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するための運行管理業務の高度化に向けた自動点呼機器及び遠隔点呼機器並びに附属システム等（以下「機器等」という。）の導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、第3条に定める機器等を、令和4年4月1日以降に契約若しくは利用を開始し、かつ国土交通省に届出をして承認された会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

（助成対象機器等）

第3条 助成の対象となる機器等は、当該年度4月1日以降2月末までに設置及び支払が完了したものを対象とする。なお、自動点呼にあつては、国が認定した機器とし、遠隔点呼にあつては、国が推奨する機器等とする。

（助成金の金額）

第4条 助成金は、事業者が第3条に定める機器等を新たに導入し、費用（消費税及び地方消費税は含まない）を負担した場合に、上限15万円を交付する。ただし、費用が助成金の金額の上限に達していない場合は、その費用額を交付する。

なお、1会員あたり1台を限度とする。

2 国及び地方自治体からの補助金が交付された機器等に対しても、助成金を交付する。

（助成申請及び助成金の請求）

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式「自動点呼（ロボット点呼）機器及び遠隔点呼機器等導入促進助成申請書兼交付請求書」（様式1）（以下「助成申請書」

という。) を本会に提出して請求するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、国土交通省に届出をして承認された日が属する年度の2月末日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 第5条の助成申請書の提出があったときは、本会は、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対し助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第8条 事業者は、助成金交付対象の機器等の導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ本会の承認を受けた場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月20日改正)

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月22日改正)

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月23日改正)